

報告事項 イ

件名	埼玉県生涯学習審議会及び埼玉県社会教育委員会議における「議論の整理」について
提出理由	埼玉県生涯学習審議会及び埼玉県社会教育委員会議における「議論の整理」について、別紙のとおり報告します。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 令和元・2年度埼玉県生涯学習審議会における議論の整理<ol style="list-style-type: none">(1) 埼玉県生涯学習推進指針に関する取組について(2) 人生100年時代の「学び直し」について(3) 高齢者の学び直し(4) 障害者の学び直し、生涯学習について2 令和元・2年度埼玉県社会教育委員会議における議論の整理<ol style="list-style-type: none">(1) 多文化共生社会の背景(2) 外国人住民と共生社会を目指した地域づくりはどうか(3) 社会教育委員会議を受けたモデル事業の策定(4) 社会教育と現代的な課題

(生涯学習推進課)

I 埼玉県生涯学習推進指針に関する取組について

- ・県では平成25年3月に「埼玉県生涯学習推進指針」を策定し、「学び合い、共に支える社会」の実現を目指している。本指針に基づき、県及び市町村では、どのように生涯学習推進事業に取り組んでいるか県が調査をした。
県や市町村の生涯学習推進事業のうち「学び直し」に関する調査項目と結果（県801事業、市町村1,949事業）
- ・「学び直しの仕組みづくり」・・・県:128事業（16.0%）、市町村:395事業（20.3%）
- ・「学んだ成果を生かす仕組みづくり」・・・県:63事業（7.9%）、市町村:229事業（11.7%）

II 人生100年時代の「学び直し」について

1 国の考え方

- ・若い時期から高齢期を見据え、学習活動、能力開発、社会貢献など様々な活動に取り組むことを通じて、自ら生きがいを創出していくことが重要
- ・起業や就業のためだけでなく、「学び直し」は人生をより豊かにするもの
- ・文部科学省「H27. 社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」
「学び直しの理由」→「教養を深めるため」「今後の人生を有意義にするため」が約5割
- ・令和元年度の文部科学省の施策
産学連携による実践的なプログラムの拡充や、リカレント教育の基盤整備

2 埼玉県における「学び直し」

本審議会では、埼玉県における「学び直し」をどのように進めていく必要があるか協議した

(1) 学び直しとは

- ・今までのことを全てやり直すという意味ではない
- ・学んだことをどう生かすか
- ・止まって学び直すのではなく、一歩進みながら学ぶ 等

(2) 学ぶ機会の必要性

- ・地域や町内会の中に学びのきっかけ作りがあると参加しやすい 等

(3) 学び直しの課題

- ・学び直しの方向性を作れたら良い 等

「学び直し」とその成果を生かすために県が取り組むべきこと

学び直しは、やり直すのではなく、次の活動を生むこと、そしてその瞬間をつくること、「学び直し」と「成果を生かすこと」を共に進めていくことが重要である。そこで「学び直しとその成果を生かすために県が取り組むこと」について、より具体的な議論とするため、「高齢者の学び直し」と「障害者の学び直し」の2点とした。

III 高齢者の学び直し

1 高齢者の学び直し

- ・高齢者は、「市民大学」や「サークル」等、様々な場所で学んでいる。

2 学んだ成果を生かす場

- ・学校だけで子供の教育を行うのではなく、地域の方の力を借りていくことも大切であり、学校とのつながりを求めていくことも大切である。

3 高齢者の学び直しの課題

- ・どこに住んでいても県民が学びを受けられるようになると良い。

IV 障害者の学び直し、生涯学習について

1 障害者が置かれている現状

- ・障害者一人一人が生活していくことを支援していくことは、ある程度いろいろな所で行われている。

2 障害者への理解

- ・障害のある方がいつも受け手ということではなく、障害のある方も社会への発信者であるという対等な関係で生きている。

3 講座等の在り方

- ・障害者が新しいスキルを身に付けるための学びがあると良い。

4 障害者の生涯学習を支える環境

- ・健常者、障害の共生社会よりも共生・協働社会を作るべきである。

I 多文化共生社会の背景

- 1 少子高齢化社会の進行 : 0~14歳人口 2020年 1,457万人→2060年 791万人
 - 2 在留外国人の状況…埼玉県在留外国人数 139,656人(全国第5位)(H27年12月)
国籍としては、中国、韓国、フィリピンの順に割合が多くなっている。
- ※市町村別外国人児童数・帰国児童数 H30年度5,061人・303人 令和元年度5,849人・269人

II 外国人住民との共生社会を目指した地域づくりはどうすればよいか

1 どのようなこと(支援)が必要であるか

- ・親子支援の必要性 ・日本人が外国のことを学ぶ必要性 ・学校にも支援が必要
- ・「外国人は支援の対象でなく、一緒に地域を作っていく人材である」と考えること
- ・外国人への様々な支援をつなぐ。
- ・学校教育で「やさしい日本語」を使う。

2 どのような場でどのような取組が考えられるか

- ・学校を拠点として
学校を通して、子供たちへの支援を行うとともに、その保護者を巻き込んでいく。
- ・交流や支援の例
学校からのお便りの通訳や孤立している親の支援を行う。
- ・学校外の施設や社会教育施設を拠点として
公民館等で日本語教室やいろいろな交流事業を行う。

3 その他に配慮すべきことはどんなことが考えられるか

- ・支援の場に行けない外国人をどうするか。
どれくらいの割合の方が参加できているのかしっかりと把握し、それに合わせた施策を考える。
- ・言葉の壁をどうするか。
スマートフォンの翻訳アプリや翻訳機などを利用することも必要である。

III 社会教育委員会議を受けたモデル事業の策定

- ・「親子支援の必要性」、「日本人が外国のことを学ぶ必要性」、「学校にも支援が必要」、「外国人は支援の対象でなく、一緒に地域を作っていく人材である」と考えること、「外国人への様々な支援をつなぐ」、「学校教育で『やさしい日本語』を使う」など、会議での意見やアイデアを参考にモデル事業を県が策定した。
- ・内容としては、外国人親子へ翻訳支援、保護者同士・子供同士がつながるような講座を開設していくとともに、外国人保護者が講師として活躍できる講座も開設していくことも考慮している。外国人の児童とその保護者を支援するために、学校を介して、NPOや企業、大学、地域住民等と連携しながら、支援していくことを計画した。

モデル地区(ふじみ野市と熊谷市)

- ・ふじみ野市では、学校教育課を中心に社会教育課、公民館の担当者、ふじみの国際交流センター等が参加
- ・熊谷市では、学校教育課が中心となり、社会教育課や公民館とも連携し、いずれは、玉井小学校を拠点に市内全域に広めていく

IV 社会教育と現代的な課題

現代的な課題に対する取組について

- 1 不登校について
 - ・学校教育に馴染めない子供に対して、どういった学習の機会を与えてあげられるのか検討する事が、一つの社会教育の在り方である。
- 2 ゲーム・ネット依存、ゲーム障害について
 - ・ネット依存について親の対応をどうするのかというのは新しい知見である。
- 3 子供の貧困について
 - ・貧困の状態が今の社会では見えにくくなっている。

「外国人親子への支援と地域住民とのつながりづくり」モデル事業

推進会議

推進委員(5名):PTA関係者・学識経験者・学校関係者・外国人支援団体関係者・国際交流団体関係者

第1回推進会議:令和2年7月7日

・モデル地区の選定 ・事業を効果的に進めるための意見聴取

第2回推進会議:令和3年2月15日

・事業の進捗状況 ・事業を効果的に進めるための意見聴取

熊谷市(熊谷市立玉井小学校)



(C)熊谷市

関係機関との連携

・武蔵野美術大学 ・熊谷市立玉井小学校 ・熊谷市教育委員会 ・熊谷市国際交流協会
・熊谷市立玉井公民館

アンケートによるニーズ調査

対象:玉井小全校児童・保護者・外国人保護者(11名)・教員

児童保護者 ・語学教室・スポーツ教室・放課後学習教室、おまつり・野外活動にニーズがある
・協力しても良い保護者は、23名

教員 ・お便りの翻訳・緊急時の連絡、日本人との交流の場等について必要感を抱いている

外国人保護者 ・日常会話には困っていないが、お便りが読めない・学校の決まり事がわからない等の
困り感が多くある

講座

第1回講座概要

日時:令和2年12月19日(土)9:30~11:30

会場:玉井公民館

参加者:玉井小4・5・6年児童 23名

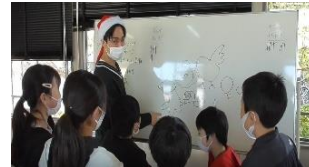
講師:地域在住外国人(熊谷市ALT)

熊谷市国際交流協会ボランティア5名

内容:アイスブレイク・英語でリースづくり・保護者との懇話会

感想

- ・英語を話して仲を深められた
- ・いろいろな国の人と話せた
- ・ちがう学年のひととも話せてよかった



【ALTとアイスブレイク】



【英語でリースづくり】

今後の事業イメージ

○講座等の取組の継続

熊谷市:イベント(R3. 11.7実施予定) ※武蔵野美術大学教授・留学生の協力 ふじみ野市:校内研修やPTA総会で共生社会についての講演

○関係機関の拡大

熊谷市:PTA代表・地域関係者・自治会メンバー等も運営委員会に加え、継続できる仕組みを考えていく ふじみ野市:ふじみ野市協働推進課、西小PTA・おやじの会・学校応援団、市内他小学校

○地域で核となる人材の発掘・育成

○県の支援が終了しても、持続する仕組みづくり

熊谷市:考え方等を地域に根付かせる ふじみ野市:学校運営協議会や地域学校協働本部を活用して、地域を巻き込む

ふじみ野市(ふじみ野市立西小学校)



関係機関との連携

・ふじみ野市教育委員会 ・ふじみ野市立上福岡西公民館 ・ふじみ野市立西小学校
・ふじみの国際交流センター ・コーディネーター

コーディネーター

- 講座内容の検討 ○講座チラシの翻訳
- 講座当日のボランティア人材の確保 ○中国籍保護者からの相談への対応
- 学校からの依頼で、外国籍保護者への母国語で連絡

アンケートによるニーズ調査

対象:外国籍児童の両親(回答:11家庭20名)・該当教員・日本語指導員

- ・学校からのお便りを読むことが困難な保護者もいる
- ・保護者同士のコミュニケーションに苦労している家庭がある
- ・翻訳の支援がほしい家庭が2組
- ・保護者同士の交流がほしい家庭が3組
- ・学校で自国の文化を紹介できるという家庭が6組
- ・相談できる人や相談できる場があるとよい

講座

第1回講座概要(延期のち中止)

日時:令和3年1月16日(土)延期 ⇒ 令和3年2月13日(土)中止

会場:上福岡西公民館

対象:西小学校の児童とその保護者

内容:英語で遊ぼう・プラバン作り

講師:地域で英語塾やボランティアをしている方・教育委員会職員

申し込み状況

・26組66名(未就学児含む)

・外国籍児童と保護者4組 ※うち3名の保護者は、料理や言語等の紹介ができる方



事業成果を他市町村に横展開(事業の成果(仕組みや手法)を県内に周知)

令和元・2年度埼玉県生涯学習審議会における

議論の整理

令和3年3月

埼玉県生涯学習審議会

目次

はじめに	1
I 埼玉県生涯学習推進指針に関する取組について	2
1 県の取組（H30年度）	
2 市町村の取組（H30年度）	
II 人生100年時代の「学び直し」について	6
1 国における「学び直し」	
2 埼玉県における「学び直し」	
III 高齢者の学び直し	8
IV 障害者の学び直し、生涯学習について	9
おわりに	11
<資料>	
令和元・2年度 埼玉県生涯学習審議会 検討経過	12
令和元・2年度 埼玉県生涯学習審議会委員名簿	13

はじめに

「人生100年時代」と言われ、我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。国では、こうした人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行うため、平成29年9月に「人生100年時代構想会議」を設置した。

この会議から平成30年6月に出された「人づくり革命 基本構想」には、「高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があり、その重要な鍵を握るのが、『人づくり革命』、人材への投資である。」とあり、「より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する。」としている。

このような人生100年時代では、一人一人が、学びを通じてその能力を維持向上し続けることができるようにすることが必要であり、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かすことのできる「生涯学習社会」実現への取組をより強固に進めることが求められる。

そこで今期の審議会では、埼玉県生涯学習推進指針に基づいた埼玉県内の生涯学習関連事業の状況を基に協議するとともに、「人生100年時代における学び直し」について議論をしてきた。

「学び直しとは、どういったことか」や「高齢者や障害者の生涯学習において県は何ができるか」など議論をしてきたが、今期だけでは明らかにすることは難しかった。次期の審議会でも引き続き議論を深めていきたいと考えている。

この「議論の整理」は、次期の審議会の参考になるように今期話し合われた内容をまとめたものである。

「人生100年時代における学び直し」において県ができることが少しでも明確になっていくことを期待している。

I 埼玉県生涯学習推進指針に関する取組について

県では平成25年3月に「埼玉県生涯学習推進指針」を策定し、「学び合い、共に支える社会」の実現を目指している。本指針に基づき、県及び市町村では、どのように生涯学習推進事業に取り組んでいるか県が調査した結果の概要は以下のとおりである。

1 県の取組（H30年度）

・調査対象	全部局（16部局）		
・調査期間	令和元年7月31日～9月27日		
・回答率	100%	108課所館	801事業（H30年度の事業） ※H29年度は、756事業

(1) 埼玉県生涯学習推進指針における位置づけ

各課所館の事業で、事業内容が当てはまるもの（複数回答可）

柱	指針項目	指針1 学びを支える				指針2 学び合いを支える		指針3 学びの成果の活用を支える	
		1-ア	1-イ	1-ウ	1-エ	2-ア	2-イ	3-ア	3-イ
事業数 全体	H30	376 46.9%	494 61.7%	79 9.9%	128 16.0%	74 9.2%	124 15.5%	63 7.9%	49 6.1%
	H29	368 48.7%	518 68.5%	141 18.7%	54 7.1%	72 9.5%	106 14.0%	61 8.1%	53 7.0%

- 1-ア：新たな学びの機会づくり
- 1-イ：学びのきっかけづくり
- 1-ウ：学びを深める仕掛けづくり
- 1-エ：学び直しの仕組みづくり
- 2-ア：学び合いを支える人づくり
- 2-イ：共に学び合う仲間づくり
- 3-ア：学んだ成果を生かす仕組みづくり
- 3-イ：成果が見える機会づくり



【傾向】

- 「1-ア：新たな学びの機会づくり」と「1-イ：学びのきっかけづくり」に該当する事業が約半数となっている。

【昨年度との比較】

- 「1-エ：学び直しの仕組みづくり」が大幅に上回った（+8.9ポイント）。
- 「1-ウ：学びを深める仕掛けづくり」が大幅に下回った（-8.8ポイント）。

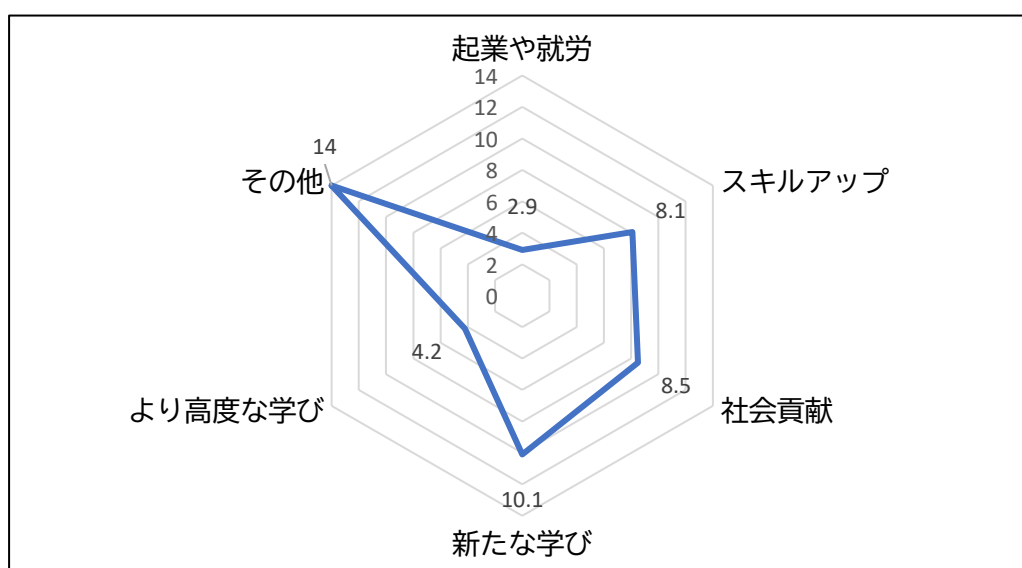
(2) 学び直しに関する調査について

「学び直し」の現状についても次のように分類し、調査を行った。

- A 起業や就労
 - ・起業や就労等を目的とした講座、事業等
(例) 創業支援セミナー、就業支援セミナー
- B スキルアップ
 - ・これまでの知識や技能を更に深めるスキルアップのための講座、事業等
(例) プレゼンテーション研修、ビジネス英語講座、家庭医学・健康
- C 社会貢献
 - ・社会貢献や地域での活動等のために知識、技能等を身に付ける講座、事業等
(例) ボランティア養成講座、〇〇講師養成講座、NPO起業
- D 新たな学び
 - ・新しい分野や内容を学ぶ講座、事業等 (A～Cに該当するものを除く。)
(例) 初めての〇〇講座
- E より高度な学び
 - ・専門分野や高度な内容を学ぶ講座、事業等 (A～Dに該当するものを除く。)
(例) 市民大学、大学公開講座
- F その他
 - ・上記のいずれにも該当しないが学び直しと考えられる、あるいは判断が難しい講座、事業等

H30年度の調査結果 (全801事業中383事業 (47.8%) が該当)

	起業や就労	スキルアップ	社会貢献	新たな学び	より高度な学び	その他
事業数	23	65	68	81	34	112
割合	2.9%	8.1%	8.5%	10.1%	4.2%	14.0%



2 市町村の取組（H30年度）

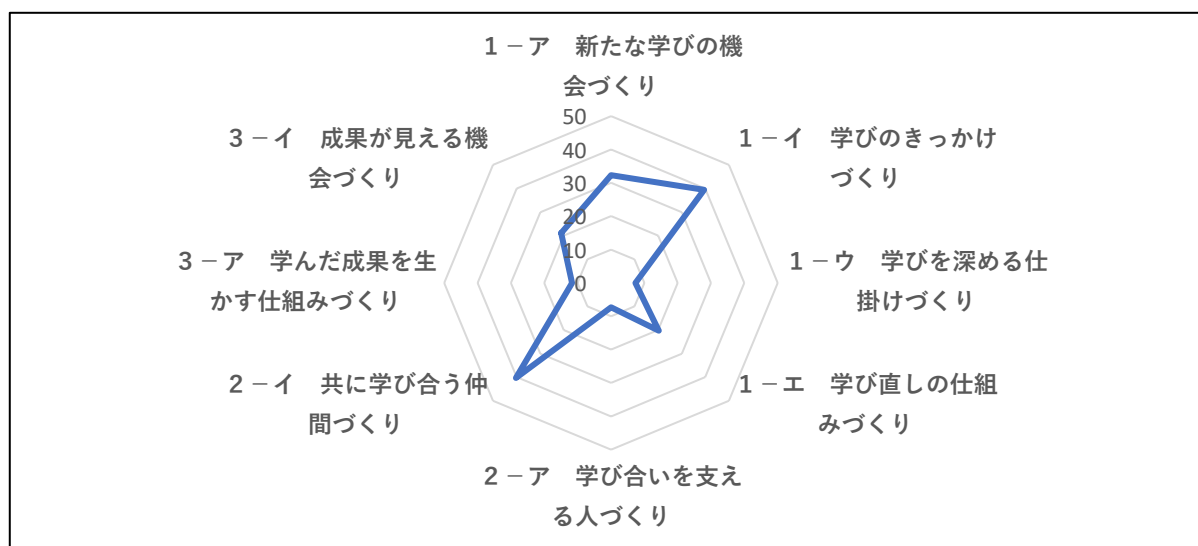
・調査対象	全市町村（さいたま市を除く。）		
・調査期間	令和元年7月31日～9月27日		
・回答率	100%	62市町村	1,949事業（H30年度の事業）
			※H29年度は、935事業

（1） 埼玉県生涯学習推進指針における位置づけ

各市町村の事業で、事業内容が当てはまるもの（複数回答可）

柱	指針1 学びを支える				指針2 学び合いを支える		指針3 学びの成果の活用を支える		
	1-ア	1-イ	1-ウ	1-エ	2-ア	2-イ	3-ア	3-イ	
事業数 全体	H30	629 32.3%	770 39.5%	143 7.3%	395 20.3%	142 7.3%	785 40.3%	229 11.7%	412 21.1%
	H29	368 39.4%	249 26.6%	61 6.5%	47 5.0%	79 8.4%	258 27.6%	164 17.5%	232 24.8%

1-ア：新たな学びの機会づくり	2-ア：学び合いを支える人づくり
1-イ：学びのきっかけづくり	2-イ：共に学び合う仲間づくり
1-ウ：学びを深める仕掛けづくり	3-ア：学んだ成果を生かす仕組みづくり
1-エ：学び直しの仕組みづくり	3-イ：成果が見える機会づくり



【傾向】

- 「1-イ：学びのきっかけづくり」と「2-イ：共に学び合う仲間づくり」に該当する事業が約40%となっている。
- 「1-ウ：学びを深める仕掛けづくり」と「2-ア：学びを支える人づくり」が10%を下回っている。

【昨年度との比較】

- 「1-イ：学びのきっかけづくり」が大幅に上回った（+12.9ポイント）。
- 「1-エ：学び直しの仕組みづくり」が大幅に上回った（+15.3ポイント）。
- 「1-ア：新たな学びの機会づくり」が下回った（-7.1ポイント）。

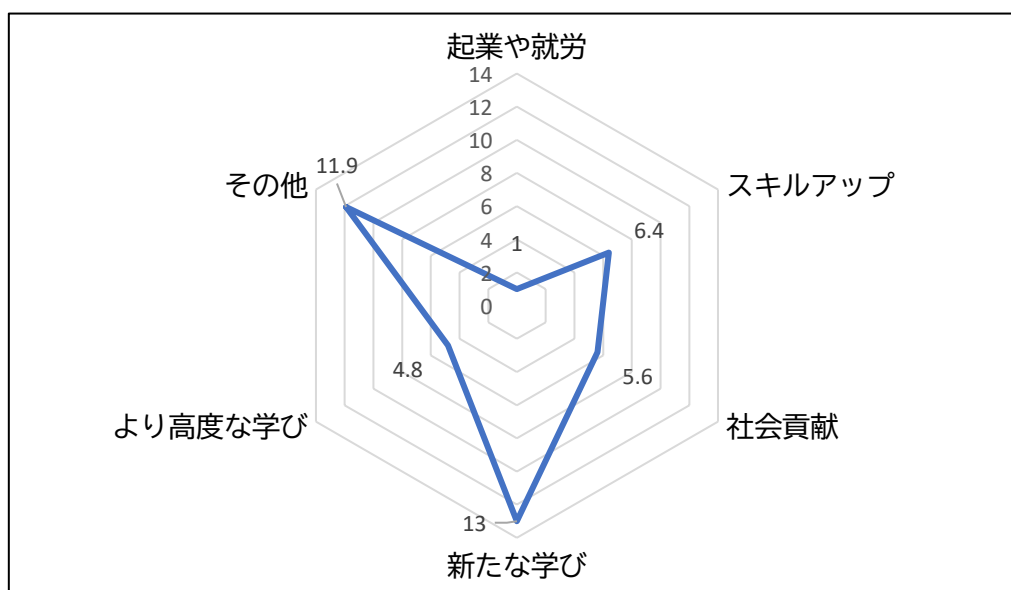
(2) 学び直しに関する調査について

「学び直し」の現状についても次のように分類し、調査を行った。

- | | | |
|---|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| A | 起業や就労 | ・起業や就労等を目的とした講座、事業等
(例) 創業支援セミナー、就業支援セミナー |
| B | スキルアップ | ・これまでの知識や技能を更に深めるスキルアップのための講座、事業等
(例) プレゼンテーション研修、ビジネス英語講座、家庭医学・健康 |
| C | 社会貢献 | ・社会貢献や地域での活動等のために知識、技能等を身に付ける講座、事業等
(例) ボランティア養成講座、〇〇講師養成講座、NPO起業 |
| D | 新たな学び | ・新しい分野や内容を学ぶ講座、事業等 (A～Cに該当するものを除く。)
(例) 初めての〇〇講座 |
| E | より高度な学び | ・専門分野や高度な内容を学ぶ講座、事業等 (A～Dに該当するものを除く。)
(例) 市民大学、大学公開講座 |
| F | その他 | ・上記のいずれにも該当しないが学び直しと考えられる、あるいは判断が難しい講座、事業等 |

H30年度の調査結果 (全1,949事業中830事業 (42.6%) が該当)

	起業や就労	スキルアップ	社会貢献	新たな学び	より高度な学び	その他
事業数	20	124	109	253	93	231
割合	1.0%	6.4%	5.6%	13.0%	4.8%	11.9%



Ⅱ 人生100年時代の「学び直し」について

1 国における「学び直し」

「長寿社会における生涯学習の在り方について（平成24年3月超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会）」においては、「生きがいは、年とともに変化していくこともあるが、近年、地域参画・社会貢献に生きがいを感じる高齢者が増えてきている。定年後の生きがいは定年に伴ってすぐに見つかるものではないため、若い時期から高齢期を見据え、学習活動、能力開発、社会貢献など様々な活動に取り組むことを通じて、自ら生きがいを創出していくことが重要である。」としている。

人生100年時代においては、「教育を受け、定年まで働き、老後を送る」という単線型の人生ではなく、一人一人が違った働き方を見出し、自分なりの人生を追い求めることが考えられる。このような時代では、新たなステージで求められる能力、スキルを身に付ける機会が提供されることが重要である。また、起業や就業のためだけでなく、「学び直し」は人生をより豊かにするものでもある。

文部科学省が平成27年度に実施した「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」でも、「学び直しの理由」として「教養を深めるため」「今後の人生を有意義にするため」と回答した割合が約5割を占めていた。このことから「学び直し」は、それ自体が目的となるだけでなく、その成果を生かすことも目指すところの一つであると言える。

文部科学省では、現在、社会のニーズに対応した産学連携による実践的なプログラムの拡充や、リカレント教育の基盤整備を推進することにより、誰もがいくつになっても新たなチャレンジができる社会の構築を実現することを目標として、下記のような施策に取り組んでいる。

リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実（令和2年度）

- 社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充
- リカレント教育を支える人材の育成
- リカレント教育推進のための学習基盤の整備

2 埼玉県における「学び直し」

前述の平成30年度埼玉県生涯学習推進指針に関する取組状況調査において、県や市町村の事業で「学び直し」に関する項目は次のようになっている。

「学び直しの仕組みづくり」・・・・・・・・・・県16%、市町村20.3%

「学んだ成果を生かす仕組みづくり」・・・・・・・・県7.9%、市町村11.7%

「学び直しの仕組みづくり」に対して「学んだ成果を生かす仕組みづくり」の事業は約半数という結果であった。

本審議会では、埼玉県における「学び直し」をどのように進めていく必要があるか協議した。以下は委員の意見である。

1 学び直しとは

- ・今までのことを全てやり直すという意味ではない。
 - ・止まって学び直すのではなく、一歩進みながら学ぶ。
 - ・「やり直す」のではないということは伝えるべきである。
 - ・自分のスキルを磨くということも社会教育では大切である。
 - ・今まで経験してきたこと、働いて得たことをどう生かすかが学び直しであると考え
- る。

2 学ぶ機会の必要性

- ・地域や町内会の中に学びのきっかけ作りがあると参加しやすい。
- ・働く女性が地域に溶け込むようなシステム作りが大切である。
- ・リーダー育成をするにも学ぶ機会が必要である。
- ・家庭教育アドバイザーの養成や外国人をサポートするような事業も必要である。

3 学び直しの課題

- ・多文化共生の講座が少ない。
- ・学び直しの方向性を作れたら良い。

学び直しは、やり直すのではなく、次の活動を生むこと、そしてその瞬間を作ることが重要である。つまり、学習した成果を生かし、それが次の学びを生む。このようなスパイラルが必要である。

そこで、本審議会では、「学び直し」と「成果を生かすこと」を共に進めていくことが重要であるという認識から、県として取り組むべきことについて議論を深めることにした。「学び直しとその成果を生かすために県が取り組むこと」について、より具体的な議論とするため、「高齢者の学び直し」と「障害者の学び直し」の2点に絞って議論を進めた。

Ⅲ 高齢者の学び直し

人生100年時代と言われるようになり、時間的な余裕ができる定年後の趣味や教養として「学び直し」をする高齢者が増えてきている。それは、「学び直し」を通じて、新たな出会いや新たなつながりができたり、新たなスキルを身に付けることで再就職やボランティア活動等ができたり、充実した定年後や余生を過ごすことができたりと、人生を豊かにできるからではないかと考える。

そこで、本審議会では、「高齢者の学び直しとその成果を生かす場」について協議した。以下は委員の意見である。

1 高齢者の学び直し

- ・学び直しについて期限はない。
- ・高齢者は、「市民大学」や「サークル」等、様々な場所で学んでいる。

2 学んだ成果を生かす場

- ・高齢者が学び直して「地元の子供に伝えていく」という生かし方がある。
- ・学校だけで子供の教育を行うのではなく、地域の方の力を借りていくことも大切であり、学校とのつながりを求めていくことも大切である。
- ・自分の特技や才能が生かせる場の情報がないと本当に社会から取り残されてしまうのではないかと。
- ・大切なのは、「自分の経験をどう生かすか」ということである。
- ・「私は何ができるのだろうか」というニーズに答えていくことも大切である。
- ・学んだ成果を生かす場が、新たに学び直す人を招き入れ、学び直しの機会が広がる。

3 高齢者の学び直しの課題

- ・どこに住んでいても県民が学びを受けられるようになると良い。
- ・学びの成果を生かすためにも学びのグループが必要である。
- ・高齢者大学の中で自主グループを作り、県が地域とつなぐことも必要である。
- ・働くためだけでなく地域の人間として学べるように、リーダーシップを取ってもらいたい。
- ・情報弱者に対するサポートが必要ではないか。

「学び直し」は、「県民誰もが学ぶ」とか「社会貢献がゴール」ではない。生涯学習の良さはハードルが低いことなので、ちょっと学んでみようと思って学べることが大切である。また、多様性を担保しながら、自分が楽しむだけではなく学びの成果を社会に還元する場を創出することが必要である。

IV 障害者の学び直し、生涯学習について

平成24年の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）」では、『共生社会』とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。」としている。

また、平成31年の「障害者の生涯学習の推進方策―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―（報告）」（学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議）では、目指す社会像を「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」とし、「障害者の生涯学習推進において特に重視すべき視点」として、「学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化」を明記している。

上記の国の推進方策を基に、「障害者の学び直し、生涯学習について、県はどのような支援ができるのか」ということについて協議した。以下は委員の意見である。

1 障害者が置かれている現状

- ・ 障害者一人一人の生活を支援することは、ある程度いろいろな所で行われている。
- ・ 寝たきりの障害者の方が起業して、トップ経営者としていろいろなことを発信するなど、社会環境が整ってきている。
- ・ 障害がある方を雇用しようという動きがあるが、働くことが難しいこともある。
- ・ 障害を負ってしまったということよりも、人の役に立てなくなってしまうことが苦しい。
- ・ 障害者が社会に出ることは、障害者にとってかなりの恐怖である。
- ・ ほんの一握りの障害者しか、社会に出られていない。
- ・ 活動を通して社会と関わり、貢献できることが嬉しい。

2 障害者への理解

- ・ 障害のある方に何ができるかではなく、「何がやりたいか」「何を学びたいか」「何に興味があるか」をアンケートするとヒントが見えてくるのではないかと。
- ・ 障害のある方がいつも受け手ということではなく、障害のある方も社会への発信者であるという対等な関係で生きている。
- ・ 重度障害の方もいるが、少しでも感性が高まっている方の発信を受け止める社会があれば良いのではないかと。
- ・ 生涯学習は、子供からお年寄りまで全ての方が対象であるので、学ぶという部分をもう少し工夫しながら、障害者を対象としても通じるような言葉を使っていく必要がある。

3 講座等の在り方

- ・ 障害者が新しいスキルを身に付けるための学びがあると良い。
- ・ 一人一人にあったオーダーメイドの講座などがあると良い。
- ・ 障害者のニーズを把握した講座などを提供していく必要がある。
- ・ スポーツを通じて交流すると、新しいイメージを持つことができる。

4 障害者の生涯学習を支える環境

- ・ 障害者が、もっと気楽に情報を得て、生涯学習に参加できる場が増えたら良い。
- ・ 接する場を作って理解すること、実体験することが大切である。
- ・ 障害がある人たちが、地域に貢献できる枠組み作りが必要である。
- ・ 健常者、障害者の共生社会よりも共生・協働社会を作るべきである。
- ・ 障害者も能力を持っている人がたくさんいる。そういった人たちに対して機会を与えてあげることができる環境が出てきている。チャンスを生かせる場を整えることが望まれる。

「障害者が学ぶ」というと、学校教育の期間までという印象があるが、生涯学習の視点から言えば、「いつでも学ぶことができること」が必要である。特に障害者の学びについては、キャリアアップだけではなく、仲間作りや余暇活動などにつながる大切であるため、参加しやすい環境を整えることが必要である。

コンファレンス報告

さらに、文部科学省では、各地区で「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催している。事務局から、コンファレンスでの事例について以下のとおり報告があった。

- ・ 障害者の生涯学習の支援として、公教育が行き届かない部分についてはNPOが活躍している。
- ・ 障害者のための学びの場を作るのではなく、今ある活動の中に障害者が参加できるような視点で取り組んでいくことが、障害者の学習権を保証することにつながる。
- ・ 合理的配慮について、当事者から声が上げられるよう、教育と福祉を分けずに計画を立てる。
- ・ 本来、人として当たり前やってきた「対話」をするという原点を見直すことを考えていく社会にしていかなければならない。
- ・ 困り感やニーズに合わせ、同じ目線で共に学び、共に成長していくことが障害者の生涯学習には欠かせないことであるという共通理解が図られた。

おわりに

令和元・2年度埼玉県生涯学習審議会では、人生100年時代の「学び直し」について議論を進めてきた。本審議会では、生涯学習社会の実現の取組を念頭にした学び直しとはどのような意味を持つのか、現代的な意味としてどのように理解できるのかといった、基本に立ち返っての議論も展開された。また、第一章にあるとおり、埼玉県生涯学習推進指針に関する取組についての調査から、各課所館の事業でも「学び直し」に対する多様なアプローチが試みられていることが判明した。

本審議会で話題となったのは、新しい学びのきっかけづくりは多くの事業で取り組まれているにもかかわらず、その学び直しの成果や道筋が見えにくいという課題だった。

本審議会で議論された高齢者の学び直しは、特にこの課題を抱えている。県内には、活発な活動を続ける市民大学やサークルの参加者、自主グループのメンバー、地域活動のリーダー等がいる。彼らの学びの成果が、次の集団を招き入れるような循環となることで、学び直しの機会がより広範に広がるのではないかという意見があった。

またもう一つの論点だった、障害者の学び直しについては、より根本的な課題が指摘された。「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現が望ましいものの、生涯学習実践の諸現場においてはその点に十分な配慮が行き届かないままに留め置かれている場合も少なくない。障害の種類・等級により個人のニーズが異なることから、特別扱いを必要とするかのように想定される場合があるものの、本審議会の委員からの意見にもあったとおり、当事者がどのような学びの場を望んでいるのかを把握する必要があり、またそれぞれの能力を生かす場として学習機会が活用されることが望ましい。

埼玉県の関連部局だけでも100以上の課所館で取り組まれている様々な学び直しの事業に高齢者にとって望ましい学び直しの機会が考慮されているのか、障害者が参加できるような取組をどのようにしたら実現できるかについて、現在の取組をベースに自己点検をするところから始めることもできるだろう。高齢者や障害者の生涯学習において県としてどのような取組が可能なのかについて、なかなか議論がまとまらなかった。是非、次期の審議会にこの課題を引き継ぎ、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指したい。

埼玉県生涯学習審議会 会長 坂口 緑

令和元・2年度 埼玉県生涯学習審議会 検討経過
令和元年度

第1回生涯学習審議会

○令和元年11月26日(火)

- ・埼玉県生涯学習推進指針について
- ・平成30年度埼玉県生涯学習指針に関する取組状況調査の結果について
- ・「学び直し」について

第2回生涯学習審議会

○令和2年2月6日(木)

- ・人生100年時代を見据えた学び直しとその成果の生かし方

令和2年度

第1回生涯学習審議会

○令和2年8月27日(木)

- ・障害者の学び直し、生涯学習について県としてできることについて

第2回生涯学習審議会

○令和3年1月22日(金)～2月5日(金)(書面会議)

- ・議論の整理

令和元・2年度 埼玉県生涯学習審議会委員名簿

任期：令和元年8月4日～令和3年8月3日

	氏名	職名	備考
1	青山 鉄兵	文教大学准教授	
2	有田 るみ子	三郷市教育委員会教育長	
3	生駒 章子	親の学校プロジェクト主宰	
4	猪股 敏裕	朝霞市立図書館長	
5	内田 剛史	公益社団法人日本青年会議所	R2.7.10～
	田辺 直也	関東地区埼玉ブロック協議会会長	R1.8.4～R2.7.9
6	大矢 美香	県立大宮武蔵野高等学校後援会長	
7	柿沼 トミ子	埼玉県地域婦人会連合会会長	
8	風間 重文	行田市教育文化センター所長兼 行田市中心公民館長	
9	川端 貴雄	埼玉県PTA連合会会長	R2.7.10～
	加藤 聡司	埼玉県PTA連合会副会長	R1.8.4～R2.7.9
10	木下 博信	埼玉県議会文教委員長	R2.7.10～ 副会長
	松澤 正		R1.8.4～R2.7.9 副会長
11	坂口 緑	明治学院大学教授	会長
12	高澤 守	社会福祉法人昴理事長	
13	立山 優二	株式会社埼玉新聞社経営改革本部長兼総 務経理局長	
	小川 直己		
14	寺山 昌文	寺山公認会計士事務所所長	
15	長坂 道子	一般社団法人ガールスカウト 埼玉県連盟連盟長	
16	西村 平雪	埼玉県市町村社会教育委員 連絡協議会会長	
17	芳賀 洋子	地球っ子クラブ2000代表	公募委員
18	又野 亜希子	埼玉県家庭教育アドバイザー	公募委員
19	米澤 三八子	所沢市立並木小学校長	R2.7.10～
	井深 道子	秩父市立秩父第一小学校長	R1.8.4～R2.7.9
20	和田 明広	埼玉県家庭教育振興協議会事務局長	

※五十音順

令和元・2年度埼玉県社会教育委員会議における

議論の整理

令和3年3月

埼玉県社会教育委員会議

目次

はじめに	1
I 多文化共生社会の背景	2
1 少子高齢化社会の進行	
2 在留外国人の推移	
市町村別外国人児童数・帰国児童数（R1 小学校）	
II 外国人住民との共生社会を目指した地域づくりはどうすればよいか	4
1 どのようなこと（支援）が必要であるか	
2 どのような場でどのような取組が考えられるか	
3 その他に配慮すべきことはどんなことが考えられるか	
III 社会教育委員会議を受けたモデル事業の策定	8
IV 社会教育と現代的な課題	9
現代的な課題に対する取組について	
・不登校について	
・ゲーム・ネット依存、ゲーム障害について	
・子供の貧困について	
おわりに	11
<資料>	
令和元・2年度 埼玉県社会教育委員会議 検討経過	12
令和元・2年度 埼玉県社会教育委員名簿	13

はじめに

平成30年12月の中央教育審議会の答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、地域における社会教育の意義と果たすべき役割として『社会教育』を基盤とした、人づくり、つながりづくり、地域づくり」が示され、新たな社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育の実現」が掲げられた。

平成29・30年度の埼玉県社会教育委員会議では、国の動向や埼玉県の現状等を踏まえ、平成31年4月に建議「すべての人が学び、生かし、支え合える地域社会づくりのために～地域課題をとらえ、どう解決に向けていくか～」を出した。

その建議では、様々な地域課題の中から、埼玉県の現状を踏まえ、社会教育における学びを通して、解決に向けて取り組むことが可能な六つの地域課題を掲げ、課題解決の糸口となる共通の着眼点について提言している。

その六つの課題の中の一つである「国際交流・多文化共生」であるが、近年、我が国に在留する外国人は、増加の一途をたどっており、出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正もあり、今後、更に外国人の増加が見込まれる。一方、外国人が地域コミュニティから孤立している状況がある。

また、学校においては、外国人児童生徒がうまく意思を伝えられずトラブルが生じたり、保護者と担任がうまくコミュニケーションが取れなかったりしている。保護者同士のつながりが持てないなどの問題も抱えている。

さらに、少子高齢化を迎えている日本において、外国人が地域を支える貴重な人材であり、日本人との共生社会を目指す必要がある。

今期の会議では、「外国人住民との共生社会を目指した地域づくりはどうすればよいか」について、委員のそれぞれの立場から意見を頂いた。

この「議論の整理」は、令和元・2年度埼玉県社会教育委員の審議内容を整理し、取りまとめたものである。

今回の議論を基に埼玉県教育委員会では、令和2年度から『外国人親子への支援と地域住民とのつながりづくり』モデル事業」を新規に立ち上げている。

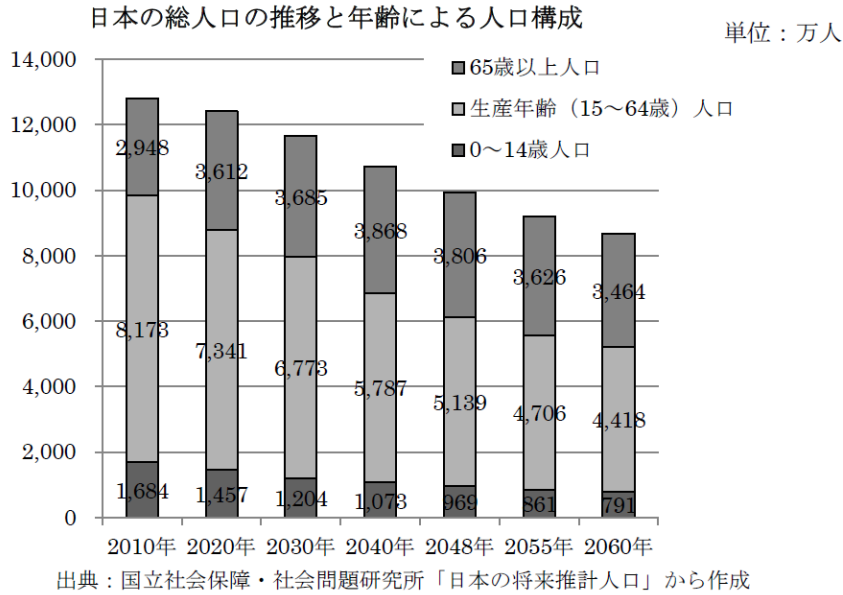
新規のモデル事業が、県内に広がり、外国人と日本人が共に住みやすい埼玉県になることを期待している。

I 多文化共生社会の背景

1 少子高齢化社会の進行

※グラフ、表は全て「埼玉県多文化共生推進プラン」より引用

今後、日本の総人口は減少する一方、65歳以上の人口割合が増加していくことが予想される。



2 在留外国人の状況

法務省の統計によると平成27年12月末現在、埼玉県は、全国5位、139,656人の在留外国人が生活している。国籍としては、中国、韓国、フィリピンの順に割合が多くなっている。

全国の在留外国人数
(平成27年12月末現在)

：単位 人

国籍	在留外国人数	割合 (%)
合計	2,232,189	100
中国	665,847	29.8
韓国	457,772	20.5
フィリピン	229,595	10.3
ブラジル	173,437	7.8
ベトナム	146,956	6.6
ネパール	54,775	2.5
米国	52,271	2.3
その他	451,536	20.2

出典：法務省在留外国人統計から作成

在留外国人数 (都道府県別)
(平成27年12月末現在)

：単位 人

全国計	2,232,189
1 東京	462,732
2 大阪	210,148
3 愛知	209,351
4 神奈川	180,069
5 埼玉	139,656
6 千葉	122,479
・	・
・	・
45 鳥取	3,965
46 高知	3,728
47 秋田	3,616

出典：法務省在留外国人統計から作成

小学校

第 30 表 市町村別外国人児童数・帰国児童数

区分	外国人児童数				帰国児童数				区分	外国人児童数				帰国児童数			
	総数	国立	公立	私立	総数	国立	公立	私立		総数	国立	公立	私立	総数	国立	公立	私立
平成30年度	5,061	-	5,052	9	303	-	292	11	日高市	22	-	22	-	2	-	2	-
令和元年度	5,849	-	5,840	9	269	-	261	8	吉川市	85	-	85	-	-	-	-	-
さいたま市	821	-	821	-	79	-	77	2	ふじみ野市	81	-	81	-	8	-	8	-
（西 区）	21	-	21	-	-	-	-	-	白岡市	12	-	12	-	3	-	3	-
（北 区）	73	-	73	-	6	-	4	2	北足立郡								
（大宮区）	59	-	59	-	12	-	12	-	伊奈町	15	-	15	-	1	-	1	-
（見沼区）	101	-	101	-	2	-	2	-	入間郡								
（中央区）	38	-	38	-	7	-	7	-	三芳町	7	-	7	-	-	-	-	-
（桜 区）	76	-	76	-	2	-	2	-	毛呂山町	24	-	24	-	-	-	-	-
（浦和区）	183	-	183	-	27	-	27	-	越生町	3	-	3	-	-	-	-	-
（南 区）	156	-	156	-	13	-	13	-	比企郡								
（緑 区）	50	-	50	-	7	-	7	-	滑川町	10	-	10	-	1	-	1	-
（岩槻区）	64	-	64	-	3	-	3	-	嵐山町	1	-	1	-	-	-	-	-
川越市	152	-	152	-	10	-	10	-	小川町	4	-	4	-	-	-	-	-
熊谷市	98	-	98	-	6	-	6	-	川島町	12	-	12	-	-	-	-	-
川口市	1,366	-	1,366	-	18	-	18	-	吉見町	3	-	3	-	-	-	-	-
行田市	45	-	45	-	1	-	1	-	鳩山町	1	-	1	-	1	-	1	-
秩父市	9	-	9	-	-	-	-	-	ときがわ町	-	-	-	-	-	-	-	-
所沢市	163	-	163	-	13	-	13	-	秩父郡								
飯能市	30	-	30	-	2	-	2	-	横瀬町	-	-	-	-	-	-	-	-
加須市	15	-	15	-	-	-	-	-	皆野町	-	-	-	-	-	-	-	-
本庄市	113	-	113	-	-	-	-	-	長瀬町	-	-	-	-	-	-	-	-
東松山市	73	-	73	-	-	-	-	-	小鹿野町	-	-	-	-	-	-	-	-
春日部市	120	-	120	-	15	-	15	-	東秩父村	-	-	-	-	-	-	-	-
狭山市	68	-	59	9	12	-	6	6	児玉郡								
羽生市	31	-	31	-	-	-	-	-	美里町	1	-	1	-	-	-	-	-
鴻巣市	82	-	82	-	-	-	-	-	神川町	10	-	10	-	-	-	-	-
深谷市	110	-	110	-	5	-	5	-	上里町	83	-	83	-	-	-	-	-
上尾市	102	-	102	-	6	-	6	-	大里郡								
草加市	250	-	250	-	4	-	4	-	寄居町	9	-	9	-	1	-	1	-
越谷市	258	-	258	-	12	-	12	-	南埼玉郡								
蕨 市	277	-	277	-	-	-	-	-	宮代町	3	-	3	-	-	-	-	-
戸田市	289	-	289	-	7	-	7	-	北葛飾郡								
入間市	51	-	51	-	-	-	-	-	杉戸町	24	-	24	-	1	-	1	-
朝霞市	102	-	102	-	14	-	14	-	松伏町	12	-	12	-	-	-	-	-
志木市	65	-	65	-	3	-	3	-									
和光市	36	-	36	-	8	-	8	-									
新座市	72	-	72	-	5	-	5	-									
桶川市	2	-	2	-	2	-	2	-									
久喜市	89	-	89	-	5	-	5	-									
北本市	3	-	3	-	1	-	1	-									
八潮市	138	-	138	-	-	-	-	-									
富士見市	70	-	70	-	2	-	2	-									
三郷市	161	-	161	-	4	-	4	-									
蓮田市	15	-	15	-	5	-	5	-									
坂戸市	63	-	63	-	9	-	9	-									
幸手市	52	-	52	-	2	-	2	-									
鶴ヶ島市	36	-	36	-	1	-	1	-									

「令和元年度学校基本調査」より

Ⅱ 外国人住民との共生社会を目指した地域づくりはどうすればよいか

令和元年度の3回の会議のうち、第2回と第3回において、「外国人住民との共生社会を目指した地域づくりはどうすればよいか」について議論を行った。以下は委員の意見である。

なお、会議の中で、「垣根をなくしていこうという多文化共生の『外国人・日本人』と対立する言葉を使っていることが意識改革の妨げになるため、『外国人』より『外国にルーツのある住民』や『多文化の人材』、『外国出身者』などがよい。」という意見があったが、この「議論の整理」では便宜上「外国人」と表現する。

1 どのようなこと（支援）が必要であるか

○ 親子支援の必要性

- ・ 子供を育てる主役は保護者であるため、子供だけ支援しても効果がない。
- ・ 日本で出産をし、子育てをする外国人が増えている。
- ・ 日本で生まれた外国人の子供、外国から来た外国人の子供など様々な子供がいるが、その多様性に合わせた日本語指導は行き届いていない現状である。
- ・ 日本にいる子供は、日本人でも外国人でも将来的に日本を支えるという意識を持つことが大切である。

○ 日本人が外国のことを学ぶ必要性

- ・ 「同じって嬉しい」「違うって楽しい」など、同じ点や違う点を知ることで、互いに違いを認め合うことができるようにすることが大切である。
- ・ 「互いを知る」「知ることによって相手を理解する」、「理解することによって、更なる支援ができる」。そのためには、日本人側がもう少しオープンマインドで触れ合うという活動をする必要がある。

○ 学校にも支援が必要

- ・ 外国籍の児童生徒が増えている。英語であれば対応できるが、他の言語の児童が多くなっており、対応できない状況である。
- ・ 親が日本語をうまく話せないため、子供が親の言葉をかみ砕いて教師に伝えている。また、親の面倒をみるために休む児童もいる。それをフォローする先生に対する支援も必要である。
- ・ 先生方は多忙なので、全てを任すことはできない。学校の先生と地域を結び付け、地域人材を生かして先生方をサポートするのも大切である。

○ 「外国人は支援の対象でなく、一緒に地域を作っていく人材である」と考えること

- ・ 自国では活躍していた外国人が、日本に来てからは支援を受ける側である。活躍でき

ないことは彼らにとって寂しいことである。

- ・働きながらも誰かを支援をしたい外国人は多くいる。例えば、子育て支援のスキルを持った外国の方に、支援者となっていただくような場を設ける。
- ・外国人の方にとっても、自分が日本の社会で役に立つ、日本の社会で活躍するという自己有用感が大切である。

○ 外国人への様々な支援をつなぐ

- ・地域や学校でも様々な支援の場がある。しかし、個々がそれぞれ支援をしていて、つながっていない。つながることで有効な支援となる。
- ・この地域にはこういう子供が住んでいるということを地域の一人一人が受け入れることで、親世代とも交流が広がっていく。地域で見守る力を学校に取り入れていくことは大切である。

○ 学校教育で「やさしい日本語」を使う

- ・「やさしい日本語」を使えないのが日本人である。教員も使えていないかもしれない。保護者に伝わるようにすれば、保護者も対応できるようになる。
- ・国際交流協会でも夏休みに研修会を設けているが、なかなか教員に参加してもらえない。教員にも国際マインドを持ってほしい。
- ・都市部だけでなく、どの地域においても外国籍の児童生徒が来ることを想定していただき、学校中で環境を作してほしい。

2 どのような場でどのような取組が考えられるか

○ 学校を拠点として

【学校を拠点とする理由や利点】

- ・学校を通して、子供たちへの支援を行うとともに、その保護者を巻き込んでいくことができる。
- ・学校も授業等で多忙であるので、学校に負担のないように、例えば学校公開の時に、地域の方や外国籍の方が参加できる取組をして、交流を促すことも良い。
- ・学校応援団と学校が一緒になって支援し、市町村教育委員会とも連携して取り組んでいくと良い。
- ・国際理解教育などを活用し、相互理解を図ることができる考える。

【交流や支援の例】

- ・学校からのお便りの通訳や孤立している親の支援を行う。
- ・地域は教育資源の宝庫である。企業にはグローバルな人材もいる。語学が堪能な地域力を学校で生かしていけるようにする。

- ・ P T A やコミュニティ・スクールにおいて外国籍の児童生徒や保護者を支援する取組を行う。
- ・ P T A に国際部のようなものを作って外国籍の保護者が参加しやすくする。
- ・ P T A 主催の祭りをを行い、地域の方も一緒に入っただく場を作る。
- ・ 学校応援団で、料理を通じて国際理解教育を実施し、交流の機会を設ける。

○ 学校外の施設や社会教育施設を拠点として

【学校外の施設や社会教育施設を拠点とする理由や利点】

- ・ 公民館で日本語教室やいろいろな交流事業を行っている。
- ・ 国際理解や多文化共生のために、幼少期から、日本人が外国の文化等に触れることや社会教育施設で体験できることが大切。外国人親子に対しても日本文化に触れる機会を作ることが支援につながる。
- ・ 公民館の事業で料理を通じた国際交流をした。食を通して住んでいる人が顔を合わせることによって、顔が見える関係になる。
- ・ 図書館でも外国の絵本や日本語の絵本を提供している。大宮図書館では「スリランカの日」というイベントを開催し、スリランカの人が絵本を通して来場者とお話をする会があった。
- ・ 横浜には、国際交流協会が中心となって、各地で「国際交流ラウンジ」という、子供の学習支援に関する相談をしたり、支援したりするサークルがある。
- ・ 埼玉県でも国際交流協会において8か国語で相談に応じている。
- ・ 子ども食堂も地域の連携の場となっている。

【交流や支援の例】

- ・ 公民館において外国人を知ろうとする講座を開設する。
- ・ 創造的な文化・芸術活動を一緒になって行うなど、互いを理解し合えるような事業を実施していく。
- ・ 図書館等に資料を置くだけでなく、地域に住む外国人が紹介するなどの取組を行う。
- ・ スポーツを通して交流する取組を行う。お互いを理解し合い、自分に自信を持つようになる。子供を介して親同士も会話をするようになる。

3 その他に配慮すべきことはどんなことが考えられるか

○ 支援の場に行けない外国人をどうするか

- ・ 奥さんが外国籍の方で、旦那さんが仕事に行っている間はなるべく外に出てはいけなと言われていた人もいます。
- ・ たくさんの支援の場があっても知らなかったり、行かなかったりする。どれくらいの割合の方が参加できているのかしっかりと把握し、それに合わせた施策を考えていく

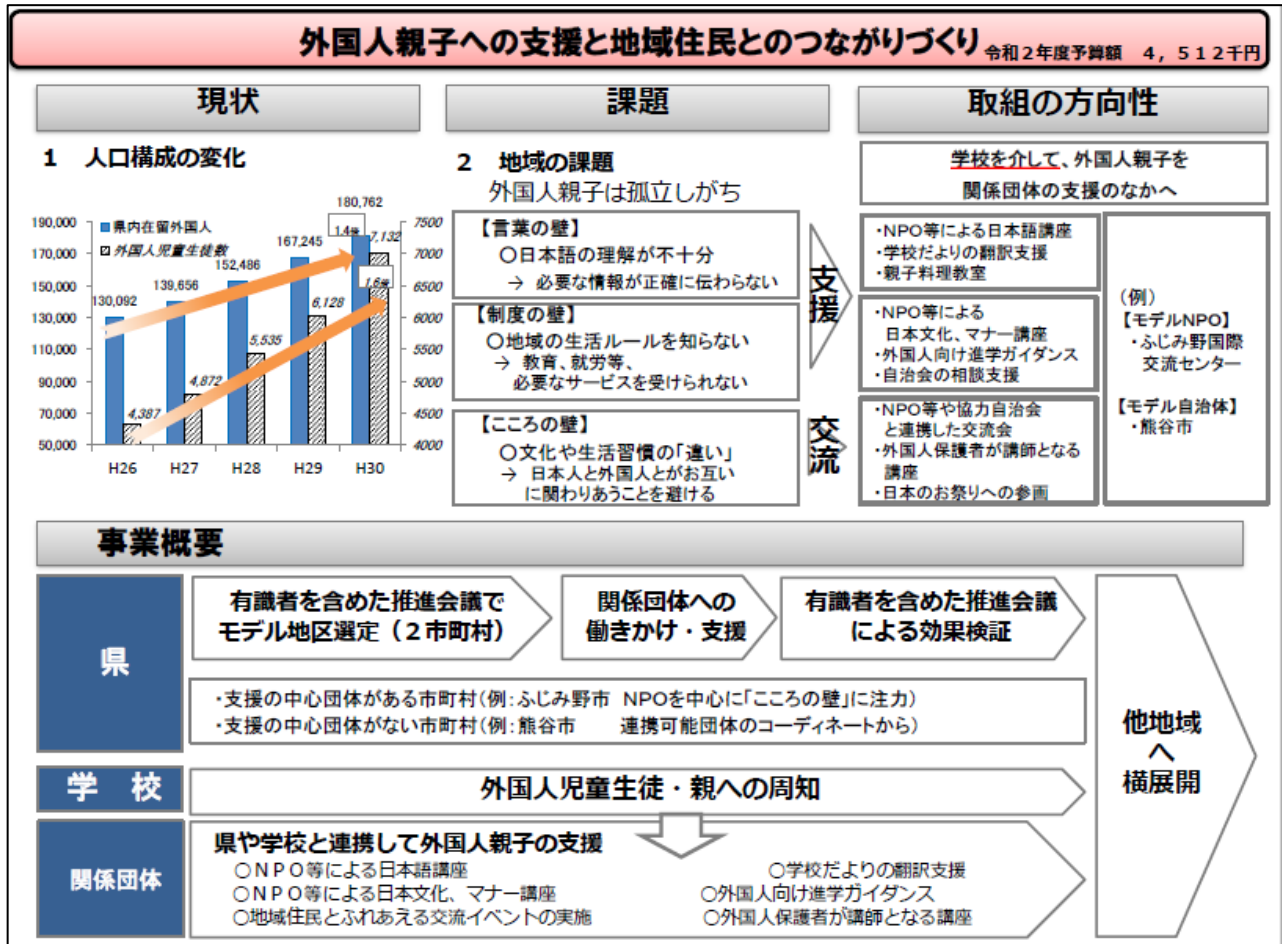
ことが大切である。

○ 言葉の壁をどうするか

- ・ 子供に通訳をさせない方が良い。親子関係が壊れたり、子供の都合のいいように通訳したりする。
- ・ スマートフォンの翻訳アプリや翻訳機などを利用することも必要である。

Ⅲ 社会教育委員会議を受けたモデル事業の策定

「親子支援の必要性」、「日本人が外国のことを学ぶ必要性」、「学校にも支援が必要」、「外国人は支援の対象ではなく、一緒に地域を作っていく人材であると考えること」、「外国人への様々な支援をつなぐ」、「学校教育で『やさしい日本語』を使う」など、会議の意見やアイデアを参考に県教育委員会でモデル事業が策定された。



モデル地区（ふじみ野市と熊谷市の2か所）

- ・ふじみ野市では、学校教育課、社会教育課、公民館の担当者、ふじみの国際交流センター等参加。
- ・熊谷市では、学校教育課が中心となり、社会教育課や公民館とも連携し、いずれは、玉井小学校を拠点に市内全域に広めていく。

事業化するに当たっては、外国人親子へ翻訳支援、保護者同士・子供同士がつながるような講座を開設していくとともに、外国人保護者が講師として活躍できる講座も開設していくことも考慮されている。また、外国人の児童とその保護者を支援するために、NPOや企業、大学、地域住民等と連携しながら、支援していくことを計画されている。

この事業が県内に広まり、外国人と日本人が共生できる地域社会が実現できることを期待したい。

IV 社会教育と現代的な課題

今期の本会議で話し合ってきた外国人との共生社会の実現に加えて、「誰一人取り残さない社会の実現」のためには、社会教育の立場から多様な現代的課題（例えば、「子供の貧困」の問題や、「ひきこもり、不登校の増加」、「スマホ、ゲーム依存の増加」、「少子化・超高齢社会の到来」など）にアプローチする取組を進めていくことが必要であると考えた。

そこで、多様な現代的な課題に対して、社会教育の立場からどのように取り組んでいくべきかについて協議を行った。以下は委員の意見である。

現代的な課題に対する取組について

○ 不登校について

【親へのケア（支援の必要性）】

- ・ コロナ禍で大抵の親は問題を抱えて一度落ち込む。「自分は自分、子供は子供」という捉えで、「お互い一人の人間なんだ」と考えることができる親は回復するが、更に落ち込みが悪化してしまう親もいる。
- ・ 不登校の相談を受けているが、コロナ禍で、不登校や行き渋りの相談がとて多くなっている。緊急事態宣言の後、分散登校になったが、その頃からしばらく小学校1、2年生の不登校に関する相談が多かった。子供も親も困っていた状態である。
- ・ コロナが起こる前までは、「うちの子は大丈夫だ」と思っていた家庭でも、学校に行かなくなってしまったという例もある。コロナ禍では、小学校1、2年生が一番多いが、学年を問わず全体的に不登校が増加している。
- ・ 不登校の原因の一つに起立性調節障害というものがある。「怠けている」と見られやすいので、親も子も辛い。相談に来られる中で、この障害の場合も多いので、支援をする側もいろいろな知識を持つておくことが大切である。
- ・ 大人のひきこもりも危険だと感じている。これは不登校がそのままつながっていることもある。

【学ぶ機会の提供が必要】

- ・ 不登校に関する対応は、基本的には学校教育であると思う。しかし、学校教育に馴染めない子供たちに対してどういう学習の機会を与えてあげられるのか検討する事が一つの社会教育の在り方である。
- ・ 不登校やひきこもりなど学校生活に不安を抱える児童生徒を対象に「生活リズムの改善と未来への希望を抱く」ことを目的に「わくわく未来事業」を行っている。
- ・ げんきプラザでは、不登校生徒を対象とした事業などは非常に難しいと思うが、熟慮の上取り組んでいることは大変素晴らしいことである。今後ひきこもりの子供にどうアプローチするかといった点が課題である。

○ ゲーム・ネット依存、ゲーム障害について

【家庭教育の必要性】

- ・ゲームやスマートフォンの時間を制限するとか、ルールを決めるとか、しっかりとできる家庭と、できない家庭がある。SNSやネットの使い方は中高生になってからでは遅いので、もっと早いうちに県などが子供にも親にも周知していくこと必要である。そして親も考えを変える必要性があるということを伝えていくことが大切である。
- ・ネット依存について親の対応をどうするのかというのは新しい知見である。
- ・ネットに時間も注意も取られてしまう。ネット依存に関しては家庭教育が主になる。

【ネット依存と不登校の関係性】

- ・ネット依存やゲーム障害などは、非常に大きな問題であると捉えている。不登校と貧困の問題と関わりがあると思う。「ゲームで引きこもって不登校になる」、「ネットやゲームをする時間をコントロールできない事と貧困の問題」等の相関関係があると考えられる。

【体験活動の必要性】

- ・現在の子供たちは、体を動かしたり、自然の中で活動したり、地域の大人や異年齢の仲間と交流したりする直接体験の機会が減少していると指摘されている。
- ・げんきプラザの事業として、長い宿泊体験が大きな成果を上げているのは事実なので、県で検討し、1泊2日を2泊3日にするとか、何らかの新しい形を作ることも大切である。
- ・他県では、県教育委員会が力を入れ、全県で4泊5日以上宿泊体験活動を進めている所もある。げんきプラザの特性を生かすという意味では、是非、学校教育行政とも連携しながら、長期の体験学習の実施をサポートできる体制が県教育委員会に必要である。

○ 子供の貧困について

- ・貧困の状態が今の社会の中では見えにくくなっている。支援したいと考えている高齢者と支援を必要としている側とのマッチングが十分とは言えない。地域のケアがもっと必要である。
- ・障害を持っている子供が放課後児童クラブで孤立している。

おわりに

令和元・2年度埼玉県社会教育委員会議では、社会経済構造が急激に変化する中であって、外国人住民との共生社会を目指した地域づくりはどのように進めることができるのかについて議論を重ねてきた。冷戦終結に伴い人の移動が増大する世界状況の中、国連でも2000年にミレニアム開発目標(MDGs)が、また2015年にはそれを継承し発展させた持続可能な開発目標(SDGs)が設定され、2030年までに「貧困をなくそう」、「質の高い教育をみんなに」、「人や国の不平等をなくそう」といった17の目標が設定されている。国レベルでは、総務省を中心に、この15年ほど多文化共生社会に関する研究が重ねられてきた。1980年代後半から推進されてきた「国際交流」、「国際協力」に次ぐ第三の柱として、「多文化共生」を加えるよう指針が示されたのは、2006年のことである。この時にまとめられた「地域における多文化共生推進プラン」は、自治体の実情に応じて、日本語支援、防災、教育機会の確保という観点から、必要な指針と計画の策定を促すものだった。令和2年9月の改訂では、多様性・包摂性のある社会実現が示されている。

このような潮流は、当然ながら、生涯学習・社会教育をめぐる国の動きとも連動している。令和2年9月にまとめられた「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」でも、社会的包摂の実現や子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進といった課題が改めて示された。

埼玉県において、多文化共生社会を実現するときの課題の一つが、外国人住民の集住地と散住地が混在しているという点である。社会教育委員会議においても度々指摘されたのは、在留外国人数は全国でも5位(平成27年12月末現在)であるものの、外国人児童数の在籍児童数が1,000人を超える自治体がある一方で、外国人の在籍児童数が数十人に満たない自治体も少なくない。学校別に見ると、外国人の在籍児童数が一人か二人といった状況となっており、外国人児童やその保護者の孤立状況が推察される。会議では、これらの数字を基に学校や社会教育施設を拠点とする「親子支援」という観点が示された。これをきっかけに、委員の間でも、具体的な支援策や留意点についての合意が形成されていった。「支援-被支援」の関係性ではうまくいかないという指摘、学校への支援が必要であること、外国人住民と一緒に地域を作っていく存在であることを地域住民もまた学ぶ必要があるということ、地域住民や行政職員も「やさしい日本語」の学習が必要であることといった貴重な意見が寄せられた。第三章にモデル事業として提案された「外国人親子への支援と地域住民とのつながりづくり」は、このような意見を基に計画されている。モデル自治体の社会教育課、学校教育課、公民館また国際交流センター、NPOといった関連団体同士が情報共有をし、学校や社会教育施設を拠点としながら、外国人保護者へアプローチしようとする試みである。

また、社会教育の現代的課題として会議で議論された、不登校、ゲーム・ネット依存やゲーム障害、子供の貧困といった課題に対しても社会的包摂の観点から、私たちの継続的で真摯な取組が必要とされる。社会的包摂と子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流は、このような諸課題に対する平時の働き掛けによってのみ可能になるからである。

埼玉県社会教育委員会議 議長 坂口 緑

令和元・2年度 埼玉県社会教育委員会議 検討経過
令和元年度

第1回社会教育委員会議

- 令和元年9月10日（火）
- ・平成29・30年度社会教育委員会議の建議について
 - ・教育局の主な社会教育関係事業について
 - ・市町村の社会教育の状況について
 - ・社会教育関係団体運営費補助金について

第2回社会教育委員会議

- 令和元年11月26日（火）
- ・外国人住民との共生社会を目指した地域づくりについて

第3回社会教育委員会議

- 令和2年2月6日（木）
- ・外国人住民との共生社会を目指した地域のつくり方

令和2年度

第1回社会教育委員会議

- 令和2年8月27日（木）
- ・社会教育施設（げんきプラザ）の役割について
 - ・社会教育関係団体運営費補助金について

第2回社会教育委員会議

- 令和2年11月17日（火）
- ・社会教育と現代的課題

第3回社会教育委員会議

- 令和3年1月22日（金）～2月5日（金）（書面会議）
- ・議論の整理

令和元・2年度 埼玉県社会教育委員名簿

任期：令和元年8月4日～令和3年8月3日

選出区分		氏名	職名	備考
学校教育 関係者	1	米澤 三八子	所沢市立並木小学校長	R2.7.10～
		井深 道子	秩父市立秩父第一小学校長	R1.8.4～R2.7.9
社会教育 関係者	2	猪股 敏裕	朝霞市立図書館長	
	3	大矢 美香	県立大宮武蔵野高等学校後援会長	
	4	柿沼 トミ子	埼玉県地域婦人会連合会会長	
	5	風間 重文	行田市教育文化センター所長兼 行田市中央公民館長	
	6	川端 貴雄	埼玉県PTA連合会会長	R2.7.10～
		加藤 聡司	埼玉県PTA連合会副会長	R1.8.4～R2.7.9
	7	長坂 道子	一般社団法人ガールスカウト 埼玉県連盟連盟長	
	8	西村 平雪	埼玉縣市町村社会教育委員 連絡協議会会長	
家庭教育 関係者	9	生駒 章子	親の学校プロジェクト主宰	
	10	和田 明広	埼玉県家庭教育振興協議会事務局長	
学 識 経験者	11	青山 鉄兵	文教大学准教授	
	12	有田 るみ子	三郷市教育委員会教育長	
	13	内田 剛史	公益社団法人日本青年会議所	R2.7.10～
		田辺 直也	関東地区埼玉ブロック協議会会長	R1.8.4～R2.7.9
	14	木下 博信	埼玉県議会文教委員長	R2.7.10～ 副議長
		松澤 正		R1.8.4～R2.7.9 副議長
	15	坂口 緑	明治学院大学教授	議長
	16	高澤 守	社会福祉法人昴理事長	
	17	立山 優二	株式会社埼玉新聞社経営改革本部長 兼総務経理局長	R2.7.10～
		小川 直己		R1.8.4～R2.7.9
	18	寺山 昌文	寺山公認会計士事務所所長	
	19	芳賀 洋子	地球っ子クラブ2000代表	公募委員
20	又野 亜希子	埼玉県家庭教育アドバイザー	公募委員	

※選出区分ごとに五十音順